

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 平成30年度就学援助制度の実施について													2. 就学援助制度の申請書の配布方法									
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法 (1) 就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）													(1) 就学援助制度の申請書の配布方法（あてはまるもの全てに○）									
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に記載	ウ. 就学案内に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他	(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫					ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会では保護者に申請書を配布	オ. 制度等を行わず、各学校で希望者に対して申請書を配布	カ. 制度等を行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配布	キ. その他（内容を2. (2)に記入してください。）	(2) キの内容
該当団体数	30	30	30	30	28	0	18	17	5	29	30	17	0	0	3	3	11	22	14	7	1	1	1	5	5				
三重県	津市	教育委員会事務局 学校教育課	059-229-3245	229-3245@city.tsu.lg.jp	http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000010906/index.html		○	○		○	○							・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の就学援助制度の書類、申請書を作成	○										
三重県	四日市市	学校教育課	059-354-8250	gakkoukyoiku@city.yokkaichi.mie.jp	http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/index.html		○			○	○	○						援助対象となる年間所得基準額および収入額の目安を、家族構成（6パターン）ごとに記載している。	○										
三重県	伊勢市	教育委員会事務局学校教育課	0596-22-7879	kyo-gako@city.ise.mie.jp	http://www.city.ise.mie.jp/4096.htm		○	○		○	○					・「伊勢市の子育てハンドブック」に掲載 ・平成30年度小学校新入学のお子さんがある家庭に制度案内・申請書一式を郵送（平成29年12月中旬）	・援助対象となる年間所得の目安額を記載 ・転入や離婚などの手続きの際に制度を案内	○					○	○			・平成30年度小学校新入学のお子さんがある家庭に制度案内・申請書一式を郵送（平成29年12月中旬） ・市のホームページに申請書一式を掲載（平成29年12月から）		
三重県	松阪市	学校教育課	0598-53-4389	gakukyo.div@city.matsusaka.lg.jp	https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/75/2941shugakuenjo.html		○	○		○	○								○	○									
三重県	桑名市	桑名市教育委員会事務局 教育総務課	0594-24-1236	ksomum@city.kuwana.lg.jp	http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/24,11076,302,713.html		○		○	○	○								○									教育委員会で希望者に対して制度案内とともに申請書を配付	
三重県	鈴鹿市	鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課	059-382-7618	gakkokyoiku@city.suzuka.lg.jp	http://www.city.suzuka.lg.jp/kyoiku/		○	○		○	○								○										
三重県	名張市	教育委員会 教育総務室	0595-63-7873	kyoiku@city.nabari.mie.jp	http://www.city.nabari.lg.jp/		○	○		○	○							・転入者については、住民票異動の際に受け取る各課窓口の案内に就学援助についての記載がある ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の制度案内を作成	○	○								年度途中の申請者にはその都度、学校または教育委員会で個別に配布。	
三重県	尾鷲市	教育総務課 総務係	0597-23-8291	kyoiku@city.owase.lg.jp	https://www.city.owase.lg.jp/public/sougo/1001000010906/index.sou.html		○	○		○	○					福祉部局でも就学援助制度の書類を配布し、年度途中該当者へ周知													
三重県	亀山市	教育総務課 施設・保健給食グループ	0595-84-5073	shisetsu@city.kameyama.mie.jp	https://www.city.kameyama.mie.jp/kyoiku/		○	○		○	○							目につきやすいタイトルや平易な文面の使用、外国語の申請書を作成	○	○									
三重県	鳥羽市	教育委員会事務局 学校教育課	0599-25-1265	gakumu@city.toba.lg.jp	http://www.city.toba.mie.jp/gakumu/shugakuenjo.html		○			○	○																		
三重県	熊野市	教育委員会事務局 総務課	0597-89-4111	kyoiku-sc@city.kumano.mie.jp	http://www.kumano-city.ed.jp					○	○								○	○									
三重県	いなべ市	教育委員会 学校教育課	0594-78-3507	gakko@city.inabe.mie.jp	http://www.city.inabe.mie.jp/				○	○	○	○						外国籍児童生徒が増加（編入等）しているため、外国語の申請書等を作成し、国際化対応指導員による説明を行っている。	○										
三重県	志摩市	志摩市教育委員会 学校教育課	0599-44-0336	ky-gakushido@city.shima.mie.jp	https://www.city.shima.mie.jp/					○	○	○						・目につきやすいタイトルや平易な文面の使用 ・転入者には就学援助制度を説明している			○								
三重県	伊賀市	伊賀市教育委員会事務局 学校教育課 学務係	0595-22-9648	gakkou@city.iga.lg.jp	http://www.city.iga.lg.jp/		○	○		○	○	○						・申請案内書、申請書、申請書記入例を作成し、配布している。 ・それぞれ外国語（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語）版を作成し、配布している。	○	○									
三重県	木曽岬町	教育委員会	0567-58-1617	kyoiku.kisosaki.mie.jp	http://www.town.kisosaki.lg.jp		○		○	○	○																		
三重県	東員町	東員町教育委員会学校教育課	0594-86-2815	gakkyo@town.toin.lg.jp	http://www.town.toin.lg.jp					○	○																		
三重県	菟野町	菟野町教育委員会教育課教育総務室	059-391-1155	kyoiku@town.komono.mie.jp	http://www2.town.komono.mie.jp/www/index.html			○	○	○	○								○	○									
三重県	朝日町	朝日町教育委員会教育課	059-377-5657	kyoiku@town.asahi.mie.jp	http://www2.town.asahi.mie.jp		○			○	○																	ホームページからのダウンロードが可能	
三重県	川越町	学校教育課	059-366-7121	k-kyoiku@town.kawagoe.mie.jp	http://www.town.kawagoe.mie.jp/index.php/education/kyoiku/enjyo/		○		○	○	○								○	○									
三重県	多気町	教育委員会教育課	0598-38-1121	kyoiku@town.mie-taki.lg.jp	http://www.town.taki.mie.jp/contents_detail.php?co=ser&froid=204		○			○	○							漢字には振り仮名を付記し、援助対象となる年間所得の目安額等を記載。	○	○									
三重県	明和町	こども課	0596-52-7123	kodomo@town.mie-meiva.lg.jp	http://www.town.meiva.mie.jp				○	○	○																		
三重県	大台町	大台町教育委員会	0598-82-3791	odai-kyo@odaitown.jp						○	○																		
三重県	玉城町	教育委員会	0596-58-8212	kyousou@town.tamaki.lg.jp	https://kizuna.town.tamaki.mie.jp/			○		○	○																		
三重県	度会町	教育委員会事務局	0596-62-2422	kyoi@town.watarai.lg.jp	http://www.watarai.lg.jp		○	○		○	○																		
三重県	大紀町	大紀町教育委員会学校教育課	0598-72-4040	gak@town.mie-taiki.lg.jp	http://www.town.taiki.mie.jp/						○	○						各学校を通じて保護者全員に制度を周知										前年度対象者には、教育委員会から個別に案内及び申請書を郵送している。	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																				(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		IV 就学援助率						
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																				基準根拠				目安額(年額)		(4) (2)(3)の補足		(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度		
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定め	チ.特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割)課税(最低限度額に一定の係数を掛けたもの)	テ.その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	課税所得等の分類			係数(倍率)倍	目安額(年額)万円								
																						倍	年	月	万円									
該当団体数	30	16	14	11	13	11	14	7	2	7	7	2	1	6	5	7	10	9	0	7	26	26	26	26	26	0	0	4	7	30	30			
三重県	津市	○	○				○									○					1.3	課税所得		30	4	308					15%未満	15%未満		
三重県	四日市市																○				1.3	課税所得		30	4	267					15%未満	15%未満		
三重県	伊勢市															○				○	1.5	その他		25	7	342	保護者の世帯の合計所得が、平成25年8月の生活扶助基準見直し前の平成25年度生活保護基準額の1.5倍を超え、ア〜カ、ク〜セのいずれかに該当し特に教育委員会が認めたとき。	合計所得を基準としている。	15%未満	15%未満				
三重県	松阪市		○	○	○	○	○									○					1.4	総所得(諸控除前)		25	4	356					20%未満	20%未満		
三重県	桑名市	○	○	○	○	○	○									○				○	1.4	課税所得		30	4	380			生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じないよう対応した者	10%未満	10%未満			
三重県	鈴鹿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5	課税所得		30	4	322					15%未満	15%未満		
三重県	名張市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				○	1.2	その他		29	12	333	・基準根拠(課税所得等の分類):給与収入(税引き前)から所得税、社会保険料、地震保険料、生命保険料を差し引いた金額。 ・基準根拠(基準額の時期):平成25年8月の引き下げが行われる前の生活保護基準を使用。	所得税非課税	15%未満	15%未満				
三重県	尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		24	12	315					20%未満	25%未満		
三重県	亀山市	○																		○	1.5	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		24	12	395			・生活保護法第6条第1項に規定する被保護者(生活保護法第13条に規定する教育扶助に該当するものを除く、修学旅行費及び医療費の一部) ・教育委員会が就学援助を必要と認めた者	10%未満	10%未満			
三重県	鳥羽市	○	○	○	○	○	○	○	○							○					1.5	課税所得		29	6	365					15%未満	15%未満		
三重県	熊野市		○		○		○																								20%未満	20%未満		
三重県	いなべ市	○									○						○				1.4	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		24	12	324					10%未満	10%未満		
三重県	志摩市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.4	課税所得		29	6	350					20%未満	20%未満		
三重県	伊賀市															○					1.2	その他		25	8	299	基準根拠(課税所得等の分類):総所得(諸控除後)					15%未満	15%未満	
三重県	木曾岬町																			○	1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		24	12	200					10%未満	10%未満		
三重県	東員町																			○	1.4	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		24	12	322					15%未満	10%未満		
三重県	菟野町	○																		○	1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		24	12	317			特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額をもとに判定した結果、却下となった場合でも、現況を書いた理由書を提出してもらうことで再度判定を行っている。	10%未満	10%未満			
三重県	朝日町																				1.1	課税所得		30	4	241					5%未満	5%未満		
三重県	川越町	○																		○	1.1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		24	12	267					10%未満	15%未満		
三重県	多気町																○				1.5	課税所得		24	4	333					15%未満	15%未満		
三重県	明和町																			○	1.5	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		24	12	290					10%未満	10%未満		
三重県	大台町	○																		○	1.5	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		24	12	333					10%未満	10%未満		
三重県	玉城町																○				1.5	課税所得		24	12	330					10%未満	10%未満		
三重県	度会町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					10%未満	10%未満	
三重県	大紀町	○	○	○	○	○	○																									2人家族 約190万円、3人家族 約250万円、4人家族 約300万円、5人家族 約350万円、6人家族 約400万円を世帯合計所得基準額の目安としている。	10%未満	10%未満

①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度半要保護就学援助額																														(2) 補足事項					
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																			
		(1) 費目毎の援助額																																			
学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費										
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
三重県	南伊勢町						○	11,420							○	40,600																			○	21,490	
三重県	紀北町						○	11,420							○	40,600																		○	21,490		
三重県	御浜町			○		13,650	13,650					○	40,600	40,600																			○	40,000	40,000		
三重県	紀宝町						○	11,420							○	40,600												○	42,530								
三重県	多気町松阪市学校組合																																				

・支給平均額…予算計上単価
・学用品費…1学年のみ11420円を上限
・新入学用品費…1学年のみ

組合立の小学校がない。

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																														(2) 補足事項				
		(1) 費目毎の援助額																																		
		学用品費					新入学児童生徒学用品費等					通学費										修学旅行費														
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
三重県	南伊勢町						○	22,320							○	47,400																		○	57,590	
三重県	紀北町						○	22,320							○	47,400		○	0														○	57,590	通学費については、他制度にて支給されているため実績なし。	
三重県	御浜町			○		24,550	24,550					○	47,400	47,400																○	50,000	50,000				
三重県	紀宝町						○	22,320							○	47,400												○	66,770							
三重県	多気町松阪市学校組合						○	24,500							○	47,400												○	62,139							

①都道府県	②市町村名	V その他										2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況										VI 自由記述欄		
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況										(1) 教育委員会における取組 (あてはまるもの全てに○)											(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組
		ア. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	イ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与	エ. 低価な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他(※具体的な取組を(2)に記載)	(2)クの内容及び補足説明	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	エ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	オ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校(又は校長会等)に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ. 学校(又は校長会等)に対して、他校の取組状況を情報提供	コ. その他(※具体的な取組を(2)に記載)				
該当団体数	30	4	4	4	3	6	1	19	0	2	0	0	0	1	0	6	0	3	0	1	5	1	2	
三重県	津市							○																
三重県	四日市市							○																
三重県	伊勢市							○															・健康福祉部生活支援課において、平成26年度から、学習支援員を1名配置し、子どものいる生活保護家庭を訪問し、相談や進路に関する情報提供の支援を行っている。 ・平成28年度からは、生活保護世帯及び就学援助制度適用者の小学4年生から中学3年生を対象に、「生活困窮家庭の子ども学習サポート事業」を実施している。本事業は、生活困窮家庭の子どもへの学習機会の充実を図り、予習型や復習型の学習指導を通じて、学習能力の底上げを図ることを目的としている。受講料は無料(教材費のみ有料。但し、生活保護世帯は無料。)で、年間30回程度開催する。	
三重県	松阪市	○																						
三重県	桑名市	○	○	○																				
三重県	鈴鹿市							○																
三重県	名張市							○																
三重県	尾鷲市							○																
三重県	亀山市	○	○	○	○	○			イ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し 転入時期(例:3年生3学期)によっては制服の無償貸し出しを行っている。															
三重県	鳥羽市							○																
三重県	熊野市					○	○									カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 熊野市では、経済的に困窮している世帯に限定しているわけではないが、子育て世帯の経済的負担軽減のため ・3歳児以上の保育料無料化 ・小・中学校給食費補助事業 ・高校生の通学費補助 など基金を設置し取組を行っている。								
三重県	いなべ市		○				○						○	○									イ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し ・小学校:校外学習、学校行事等使用バス借上料公費助成、修学旅行バス代公費補助、芸術鑑賞補助等 ・中学校:部活動経費(バス借上料、交通費、参加費、登録費等)の公費負担、修学旅行補助金、校外活動、芸術活動補助金等	
三重県	志摩市	○																						
三重県	伊賀市							○										○						
三重県	木曾岬町							○																
三重県	東員町							○																
三重県	菟野町			○		○																		
三重県	朝日町							○																
三重県	川越町			○					ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与 中学校PTA活動の一環として、不要になった制服のリサイクル活動を行っている。															
三重県	多気町							○																
三重県	明和町		○															○						
三重県	大台町							○																
三重県	玉城町							○																
三重県	度会町							○						○									給食費の一部を助成。	
三重県	大紀町					○	○						○										カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 ・15歳までの幼児・児童・生徒に対し誕生月20,000円補助。 ・小中学校の給食費の8割補助。 ・修学旅行補助金(小学校9,000円・中学校21,000円) ・社会見学補助金(小学生2,000円・中学生3,000円) ・小中学校新入生の保安帽購入補助金1,000円 ・小中学校全児童生徒の日本スポーツ振興センター全額負担 ・地元へ高校が無い場合、高校生通学費負担の約半額補助等を実施しており保護者全体に対して負担軽減を行っている。	

